

2020年4月9日

お取引様各位

株式会社ハタノシステム

日本政府からの緊急事態宣言を受けて

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、2020年4月7日ホームページ掲載の「弊社における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策への対応について」のとおり、この度の新型コロナウイルス感染拡大の動向を注視し、お取引先様並びに弊社従業員の安全・健康確保を第一に考慮した予防対策を強化しながら、社会のライフラインを支えるために事業の継続に努めてまいりました。

2020年4月7日の日本政府による緊急事態宣言の発出を受け、弊社としましては緊急事態宣言、およびそれに基づいてなされる東京都知事からの外出自粛要請の趣旨に基づき、感染拡大防止に向けた対応を一層強化してまいります。

つきましては、「弊社における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策への対応について」で記載した内容に加え、新たに取り組む内容について下記に赤字にて追記致しました。関係者の皆様と連携しながら感染拡大防止に向けて最善を尽くすと共に、事業継続を行うことで社会に貢献し、この国難を乗り越えてまいりたいと思います。お取引先の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 基本方針

現在、弊社では新型コロナウイルスに伴う感染リスクに対し、以下の方針に基づき体制を整備し、必要な対応を遂行しております。

- ① 新型コロナウイルス対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染症対策の組織的な対応を行います。
- ② お取引先様ならびに弊社従業員とその家族の安全・健康を最優先に考え行動致します。
- ③ 日本政府の方針に基づいた感染リスクの拡大低減と感染予防に努めます。

④ 事業活動の継続・維持に向け、最大限努力致します。

2. 当面の対応について

感染リスクの拡大と感染防止のため、厚生労働省の公表する基準に従い、次の通り、社内ルールを作成、弊社内及び協力会社へ周知すると共に対応してまいります。

① 感染予防の徹底

- ・ 執務室内の除菌剤の設置
- ・ 定期的な手の除菌の実施（全従業員へ除菌剤入り携行ボトルを配布）
- ・ 執務室内の除菌清掃の強化（1時間に1回程度、ドアノブ等接触部分の除菌清掃を実施）
- ・ 感染予防を目的とした手洗い、マスクの着用の徹底
- ・ 執務室内の常時換気の徹底。（突風・大雨時は可能な限り）
- ・ 現場および執務室内での濃厚接触を防ぐために、2m以上の距離を開けた業務の徹底、それが難しい場合は、可能な限り距離をとることを徹底

② 体調管理の徹底

- ・ 出勤前の検温実施、および37.5度以上の発熱、あるいは発熱に関係なく呼吸器症状や嗅覚・味覚に異常が見られる社員の出勤禁止
- ・ 全従業員による毎朝検温と体温の報告実施

③ 業務体制の変更

- ・ 全部門で輪番体制・在宅勤務・時差通勤を導入
- ・ 会議は原則中止とし、やむを得ない場合のみ短時間（30分まで）の打合せを実施（その際は参加人数を制限）
- ・ 当面の間、海外、国内に限らず出張は原則禁止とし、可能な限り電話会議やWeb会議等に対応
- ・ 本社出勤人数の7割削減及び出勤者のソーシャルディスタンス維持

④ 弊社従業員が感染者となった場合

- ・ 当該従業員の直近の行動履歴を調査し、濃厚接触していたと思われる関係者の皆様へ周知徹底
- ・ 保健所の指導に基づいた執務室内の消毒作業の実施

⑤ 弊社従業員が濃厚接触者となった場合

- ・ 感染者と接触した最後の日から14日間の自主隔離および健康状態に関する経過確認の実施

※赤字が緊急事態宣言を受けて新たに取り組む項目

弊社では、今後ともお取引先の皆様にご迷惑をおかけすることのないよう、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて尽力してまいります。引き続き、37.5度以上の発熱、あるいは発熱に関係なく呼吸

器症状や嗅覚・味覚に異常が見られる方の弊社へのご訪問をお控え頂くと共にお問い合わせやご連絡は、できる限り弊社担当者のメールもしくは携帯電話に直接ご連絡頂けると幸いです。また、お取引先様での常駐、保守作業など、在宅勤務での対応が困難な業務についても、お取引様とコミュニケーションを図り、必要最小限とすることや、感染防止対策への適切な対応をお願い致します。何卒、よろしくお願い申し上げます。

以上